

道路交通騒音・振動の調査結果について

横須賀市では、市内の幹線道路¹⁾ 9路線9地点（年1回）で、道路交通騒音及び振動の測定を実施した。

1 道路交通騒音の測定結果

(1) 環境基準²⁾ 達成状況及び要請限度³⁾ の適否状況

昼間は9地点中7地点で、夜間は9地点中8地点で環境基準を達成し、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点	環境基準達成状況		要請限度適否状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道16号線	馬堀海岸2丁目39先	○	○	○	○
2	一般国道16号線	三春町2丁目12先	○	○	○	○
3	一般国道134号線	長沢1丁目5-7先	○	○	○	○
4	県道横須賀逗子線	船越町3丁目1先	×	○	○	○
5	県道横須賀三崎線	小矢部3丁目3-4先	×	×	○	○
6	県道横須賀葉山線	粟田2丁目4-6先	○	○	○	○
7	県道武上宮田線	須軽谷447先	○	○	○	○
8	県道観音崎環状線	馬堀海岸4丁目2先	○	○	○	○
9	市道1627号線他4路線	夏島町2先	○	○	○	○

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[環境基準達成状況] ○：達成 ×：非達成

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

(2) 面的評価⁴⁾ の結果（環境基準達成状況）

調査対象区間における住居等の総戸数は9,085戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,896戸（達成率 97.9%）でした。

評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
9,085	8,896	97.9	67	0.7	79	0.9	43	0.5

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[評価路線] 10路線（騒音測定を行った9路線と、騒音測定結果を準用して評価した1路線（No.10 県道横須賀葉山線）について評価した。）

2 道路交通振動の測定結果

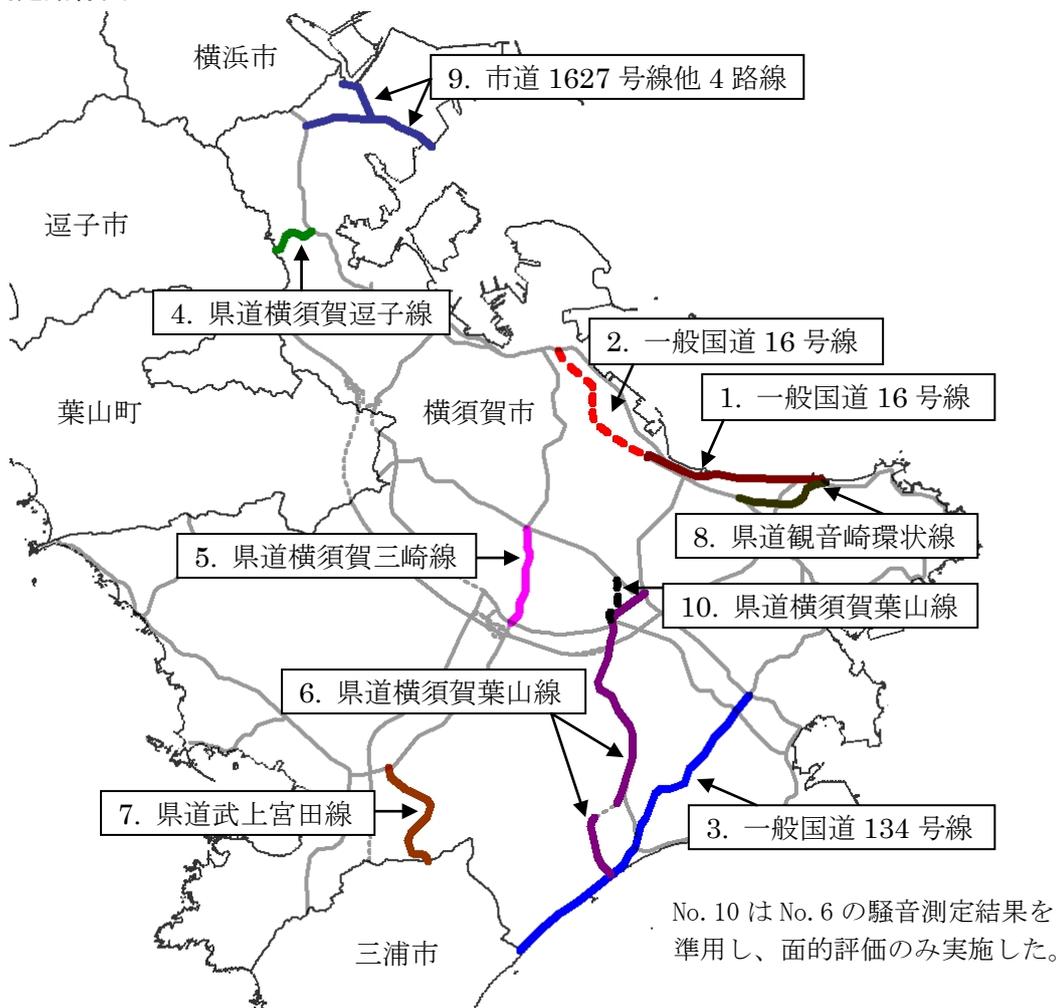
すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

No	路線名	測定地点	要請限度 適否状況	
			昼間	夜間
1	一般国道16号線	馬堀海岸2丁目39先	○	○
2	一般国道16号線	三春町2丁目12先	○	○
3	一般国道134号線	長沢1丁目5-7先	○	○
4	県道横須賀逗子線	船越町3丁目1先	○	○
5	県道横須賀三崎線	小矢部3丁目3-4先	○	○
6	県道横須賀葉山線	栗田2丁目4-6先	○	○
7	県道武上宮田線	須軽谷447先	○	○
8	県道観音崎環状線	馬堀海岸4丁目2先	○	○
9	市道1627号線他4路線	夏島町2先	○	○

[時間区分] 昼間：8～19時 夜間：19～8時

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

3 測定路線図



用語解説

- 1) 幹線道路（幹線交通を担う道路）：高速自動車国道、一般国道、自動車専用道路、都道府県道及び4車線以上の市町村道を指す。調査対象道路は、幹線道路から計画的に選定している。
- 2) 環境基準（騒音）：環境基本法第16条に基づき騒音に係る環境上の条件について定められた、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。
- 3) 要請限度：地方公共団体が、騒音及び振動の低減に係る要請を行う目安となる指標。要請限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれていると認める場合は、地方公共団体は公安委員会または道路管理者に対して要請を行う。
- 4) 面的評価：幹線道路に面した地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満足しているかを示す、道路交通騒音の評価方法。幹線道路の道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値を用いた推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する。

— 今後の取組み —

- ・騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音の常時監視及び道路交通振動の測定を継続して実施し、市民等へ情報提供を行う。
- ・調査結果については、道路の改修又は維持管理上の参考となるよう、道路管理者へ情報提供を行う。

(白 紙)

道路交通騒音・振動の調査結果について（資料編）

横須賀市では、市内の幹線道路9路線9地点（年1回）で、道路交通騒音及び振動の測定を実施した。

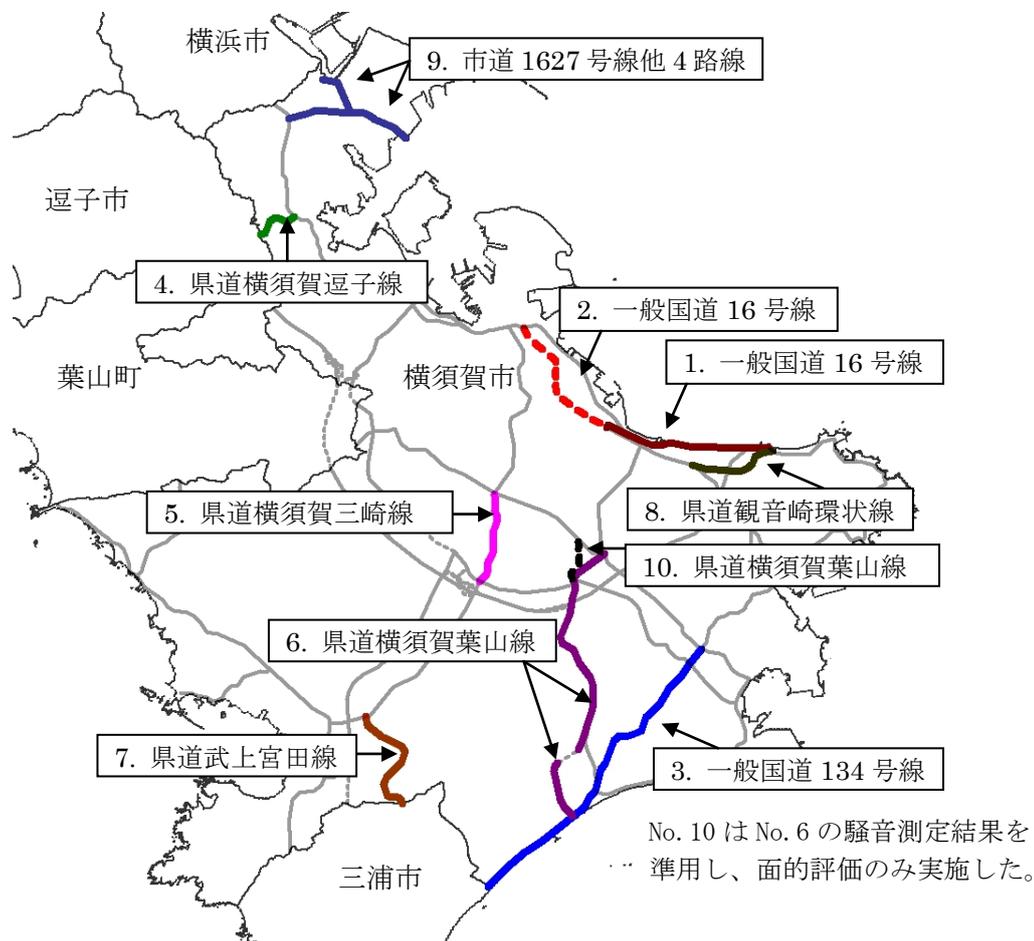
1 調査期間

平成25年11月12日 10時 ～ 平成25年11月13日 10時（測定地点No. 2～No. 9）

平成25年11月26日 10時 ～ 平成25年11月27日 10時（測定地点No. 1）

2 調査路線及び評価区間

No.	路線名	区間延長 (km)	起点住所	終点住所
1	一般国道16号線	3.0	三春町2丁目4先	走水1丁目2先
2	一般国道16号線	2.6	小川町13先	三春町2丁目4先
3	一般国道134号線	5.8	久里浜4丁目13先	津久井1丁目4先
4	県道横須賀逗子線	0.8	船越町5丁目1先	船越町3丁目22先
5	県道横須賀三崎線	1.7	公郷町2丁目11先	衣笠町4先
6	県道横須賀葉山線	5.1	池田町5丁目15先	長沢2丁目4先
7	県道武上宮田線	2.2	林2丁目1先	須軽谷307先
8	県道観音崎環状線	1.2	馬堀海岸2丁目24先	走水1丁目2先
9	市道1627号線他4路線	3.1	追浜町3丁目8先	追浜本町2丁目43先
10	県道横須賀葉山線	0.8	佐原1丁目1先	森崎1丁目11先
合計		26.3		



3 測定方法及び評価方法

(1) 測定方法

騒音 JIS Z 8731 騒音レベル測定方法により、連続した24時間測定する。

振動 振動規制法施行規則 別表第二備考により、連続した24時間測定する。

(2) 評価方法

騒音 等価騒音レベル (L_{eq}) で、環境基準及び要請限度と比較する。

振動 測定値80%レンジ上端値 (L_{10}) で、要請限度と比較する。

4 道路交通騒音調査及び面的評価の結果

(1) 騒音測定結果、環境基準達成状況及び要請限度適否状況

昼間は9地点中7地点で、夜間は9地点中8地点で環境基準を達成し、すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域 及び車線数	時間 区分	測定値 (等価騒 音レベル)	環境基準		要請限度	
						適否	基準 値	適否	限度 値
1	一般国道 16 号線	馬堀海岸 2 丁目 39 先	近隣商業地域 4 車線	昼間	62	○	70	○	75
				夜間	55	○	65	○	70
2	一般国道 16 号線	三春町 2 丁目 12 先	準工業地域 4 車線	昼間	69	○	70	○	75
				夜間	65	○	65	○	70
3	一般国道 134 号線	長沢 1 丁目 5 - 7 先	第一種住居地域 2 車線	昼間	69	○	70	○	75
				夜間	65	○	65	○	70
4	県道横須賀逗子線	船越町 3 丁目 1 先	第一種住居地域 2 車線	昼間	71	×	70	○	75
				夜間	65	○	65	○	70
5	県道横須賀三崎線	小矢部 3 丁目 3 - 4 先	第一種住居地域 2 車線	昼間	72	×	70	○	75
				夜間	68	×	65	○	70
6	県道横須賀葉山線	粟田 2 丁目 4 - 6 先	第二種住居地域 4 車線	昼間	69	○	70	○	75
				夜間	64	○	65	○	70
7	県道武上宮田線	須軽谷 447 先	市街化調整区域 2 車線	昼間	66	○	70	○	75
				夜間	60	○	65	○	70
8	県道観音崎環状線	馬堀海岸 4 丁目 2 先	第一種中高層 住居専用地域 2 車線	昼間	65	○	70	○	75
				夜間	58	○	65	○	70
9	市道 1627 号線 他 4 路線	夏島町 2 先	第一種中高層 住居専用地域 4 車線	昼間	66	○	70	○	75
				夜間	60	○	65	○	70

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[環境基準達成状況] ○：達成 ×：非達成

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

(2) 面的評価の結果

調査対象区間における住居等の総戸数は9,085戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、8,896戸（達成率 97.9%）であった。

No.	路線名	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1	一般国道 16 号線	656	656	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	一般国道 16 号線	2,170	2,162	99.6	2	0.1	0	0.0	6	0.3
3	一般国道 134 号線	1,910	1,880	98.4	29	1.5	0	0.0	1	0.1
4	県道横須賀逗子線	511	432	84.5	0	0.0	79	15.5	0	0.0
5	県道横須賀三崎線	468	432	92.3	3	0.6	0	0.0	33	7.1
6	県道横須賀葉山線	1,332	1,323	99.3	7	0.5	0	0.0	2	0.2
7	県道武上宮田線	221	221	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	県道観音崎環状線	433	433	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	市道 1627 号線他 4 路線	1,124	1,124	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	県道横須賀葉山線	260	233	89.6	26	10.0	0	0.0	1	0.4
合計		9,085	8,896	97.9	67	0.7	79	0.9	43	0.5

[時間区分] 昼間：6～22時 夜間：22～6時

[評価路線] 10路線（No.10はNo.6の騒音測定結果を準用して評価した。）

5 道路交通振動調査の結果

すべての地点で昼間、夜間とも要請限度を下回った。

単位：デシベル

No.	路線名	測定場所	用途地域	時間 区分	測定値 (80%レンジ 上端値)	要請限度	
						適否	限度値
1	一般国道 16 号線	馬堀海岸 2 丁目 39 先	近隣商業地域	昼間	30	○	70
				夜間	23	○	65
2	一般国道 16 号線	三春町 2 丁目 12 先	準工業地域	昼間	37	○	70
				夜間	30	○	65
3	一般国道 134 号線	長沢 1 丁目 5 - 7 先	第一種住居地域	昼間	26	○	65
				夜間	21	○	60
4	県道横須賀逗子線	船越町 3 丁目 1 先	第一種住居地域	昼間	45	○	65
				夜間	35	○	60
5	県道横須賀三崎線	小矢部 3 丁目 3 - 4 先	第一種住居地域	昼間	27	○	65
				夜間	23	○	60
6	県道横須賀葉山線	栗田 2 丁目 4 - 6 先	第二種住居地域	昼間	35	○	65
				夜間	29	○	60
7	県道武上宮田線	須軽谷 447 先	市街化調整区域	昼間	36	○	65
				夜間	29	○	60
8	県道観音崎環状線	馬堀海岸 4 丁目 2 先	第一種中高層 住居専用地域	昼間	24	○	65
				夜間	17	○	60
9	市道 1627 号線 他 4 路線	夏島町 2 先	第一種中高層 住居専用地域	昼間	33	○	65
				夜間	28	○	60

[時間区分] 昼間：8～19時 夜間：19～8時

[要請限度適否状況] ○：要請限度を下回る ×：要請限度を上回る

6 環境基準及び要請限度

(1) 騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の区分	昼 間	夜 間	地域の類型の該当地域
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 ^(注1)	60 デシベル以下	55 デシベル以下	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

幹線交通を担う道路^(注2)に近接する空間^(注3)については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注1) 道路に面する地域：自動車運行に伴う騒音が支配的な音源である地域のことであり、環境基準達成状況の評価を行うにあたっては道路端より50mの範囲とされている。

(注2) 幹線交通を担う道路：一般国道、高速自動車国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等をいう。

(注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間：2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲を指し、近接空間ともいう。また、道路端より50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所を非近接空間という。

(2) 騒音に係る要請限度（抜粋）

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、準住居地域、 その他の地域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
第一種・第二種低層住居専用地域、 第一種・第二種中高層住居専用地域のうち 2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の限度値の欄に掲げるとおりとする。

限 度 値	
昼 間	夜 間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 振動に係る要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	65 デシベル	60 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル